

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により 事業活動に支障が生じた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

ご利用いただける資金の概要・融資条件など

資金名	「災害復旧対策資金」	「セーフティネット資金」(セーフティネット保証4号)
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する中小企業者 (1)施設・設備等の損害が発生していること (2)取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること 上記要件を満たしていることについて、知事(※上記(2)の場合のみ)、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。 ご利用を希望される方は、最寄りの認定窓口に「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を提出し、認定書の交付を受けてください。様式は、商工金融課HPに掲載しています。	指定を受けた地域(※)で事業を行い、次の要件に該当する中小企業者 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること 上記要件を満たしていることについて、市町村長の認定が必要です。 ※指定地域15市町:仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
融資限度額	一災害5,000万円	8,000万円
利率	1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は1.55%以内	1.55%
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
償還期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
保証人	必要な場合がある。 ただし、原則として法人代表者以外不要。	必要な場合がある。 ただし、原則として法人代表者以外不要。
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保証料	0.45%~1.00% ※災害関係保証が適用となる場合は0.70%	0.70%
取扱期間	令和7年8月1日(金)から令和7年10月31日(金)保証協会申込分まで	・市町村への認定申請は、令和7年12月9日(火)まで ・市町村から認定を受けた日から30日以内に保証協会に申し込むこと
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫	

セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者はこちらでもご利用いただけます

「経営改善サポート借換資金」

既往の県制度融資の借入金を借換えることにより、企業の再建や持続的発展が見込まれる中小企業者等が対象となります。

- ・融資限度額 8,000万円
- ・利率 1.55%
- ・保証料 0.70%
- ・資金用途 運転資金・設備資金
- ・償還期間 10年以内(うち据置2年以内)

お手続きの流れ

①県・市町村・商工会議所
又は商工会へ認定申請

②取扱金融機関へ
融資申込

③審査 ▶金融機関
▶保証協会

④融資実行

※セーフティネット保証4号の認定申請先は、所在地の市町村に限ります。

御利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県 経済商工観光部
商工金融課(商工金融班)
電話: 022-211-2744

災害復旧対策資金（一般枠） Q & A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の認定申請や提出先について教えてください。

A1 本資金の利用を希望する方は、「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」に必要事項を記載し、認定機関へ提出し、認定を受けてください。

(1) 施設・設備等の損壊が発生している場合

「様式第2号の1」により、市町村、商工会議所、商工会のいずれかへ提出し、認定を受けてください。
なお、市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた場合は、その証明書を認定書に代えることができます。

➤「様式第2号の1」の申請書様式は、こちら <https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0201.pdf>

(2) 取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している場合

「様式第2号の2」により、県（商工金融課）、市町村、商工会議所、商工会のいずれかへ提出し、認定を受けてください。
なお、売上高の減少の状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

➤「様式第2号の2」の申請書様式は、こちら <https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0202.pdf>

[認定申請書「2災害の概要」の記載方法]

- (1) 災害の名称 「令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波」
- (2) 被害発生の日付 「令和7年7月30日」
- (3) 被害の状況等 ※事業用資産の被害状況又は売上高減少の要因が上記災害によるものであることが分かるよう記載してください。

◆市町村の担当課一覧はこちらをご覧ください。 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/61091/ninteimadoguchi.pdf>

セーフティネット資金（セーフティネット保証4号）についてのQ & A

Q2 市町村の認定はどのようにして受け取ることができますか。

A2 セーフティネット資金の認定書の様式や詳細は、各市町村にお問い合わせください。

Q3 セーフティネット資金を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A3 セーフティネット資金は、一般保証等とは別枠で最大8,000万円までの融資限度額となります（他のセーフティネット資金を利用している場合には、合算して8,000万円まで）。詳しくは別途お問い合わせください。

共通のQ & A

Q4 「最近1か月の売上高」は、何月分を指しますか。

A4 原則、申請月の前月を「最近1か月」とします。
今回の被害発生が令和7年7月30日であるため、令和7年7月分以降の売上高を把握いただき、申請していただくこととなります。申請日までに集計が完了している月を対象として申請することができます。
なお、売上高の減少状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

Q5 認定されれば、融資は実行されますか。

A5 認定書は、融資要件を満たしていることを確認したものとしますが、この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査を受けることになります。
審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、利用に当たっては、あらかじめ金融機関にご相談されることをお勧めします。

Q6 個人事業主も対象になりますか。

A6 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人事業主の方も対象になります。

なお、漁業者は、中小企業信用保証制度を利用できないため、いずれの資金も利用対象外となります。
漁業者向けの融資制度については、水産林政部水産業振興課（TEL022-211-2935）や、お近くの県地方振興事務所水産漁港部へお問い合わせください。また、借入れ申込みについては、直接、東日本信用漁業協同組合連合会（宮城支店TEL0225-21-5715・気仙沼支店TEL0226-26-4720）へお問い合わせください。

Q7 本資金の資金使途は、設備資金・運転資金のいずれにも利用できますか。

A7 「令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波」に起因して、売上高の減少、資金繰りの悪化などが生じている中小企業者等を対象とした資金ですので、基本的には運転資金の利用が想定されますが、災害復旧のために設備資金が必要となる特別の理由がある場合は、別途ご相談ください。

なお、養殖施設の損壊など、水産養殖業は中小企業信用保証制度の対象外につき、基本的に利用対象外となりますが、事業の内容により、一部対象となる場合がありますので、詳しくは、宮城県信用保証協会へお問い合わせください。